

(仮訳)

食品安全委員会と豪州・ニュージーランド食品基準機関との協力文書

日本国食品安全委員会（**FSCJ**）と豪州・ニュージーランド食品基準機関（**FSANZ**）（以下、両機関という。）は、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有の科学的協力を促進することが必要と考え、協力することを決定した。

目的と性質

1. 本協力文書は、リスク評価に関するデータ収集・共有面において両機関間で科学的な協力と対話を行うことを確認する。
2. **FSCJ** は食品安全基本法第 22 条に基づき設立された機関である。**FSCJ** はリスク管理機関から独立してリスク評価を行う機関である。我が国の最も重要な論点の一つは、国民の健康を守ることであることから、委員会の第一の目標は次の 3 つ主な役割に要約することができる：
 - a) 科学的知見に基づく独立公正な立場からの食品に関するリスク評価の実施、その結果に基づく関連省庁への勧告
 - b) 消費者や食品関連事業者といったステークホルダーとのリスクコミュニケーションの実施
 - c) 食品由来事故や緊急時への対応（国民への情報提供）
3. **FSANZ** は、豪州・ニュージーランド食品基準法 1991 第 12 条の規定に基づき設立された 2 国間法定機関である。その主な目的は、公共の健康と安全の保護、消費者へ選択肢を与えるための食品に関する十分な情報提供、誤解を招く行為の防止である。
4. 本協力文書によるいかなる法的義務も生じない。

協力事項

5. 両機関は次の事項について関連法規に従い相互に支援・協力する。
 - a) 上記 1 の領域における技術的データの収集、解析及び共有
 - b) データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有
 - c) 両機関の業務の範囲内でかつ両機関が共に関心があると考えられるその他すべての事項

運営

6. 両機関はそれぞれ連絡窓口を定め、これを相手側に通知する。

7. 協力の進展を総括するため定期的に評価会合を行う。

秘密の取扱い規定

8. **FSCJ** は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及びその他関係法の対象となる秘密情報を本協力文書に従って **FSANZ** に提供することを要しない。
9. **FSANZ** は豪州・ニュージーランド食品基準法及びその他関係法に定義されるような秘密商業情報を本協力文書に従って **FSCJ** に提供することを要しない。

協力期間

10. 本協力文書における協力関係は、両機関の代表者の両方がこの文書に署名した日から5年間継続する。
11. その後はいずれか一方が他方に対し、有効期限満了の6か月前までに協力終了の意図を書面で通知しない限り5年間延長される。

終了

12. 上記10項の規定にかかわらず、協力関係を継続できない明確な事情が発生した場合には、終了の意図を書面でどちらかの機関が相手側に通知することにより協力は直ちに終了する。

両機関の代表者は下記の日付に本覚書に署名した。

.....
日本国食品安全委員会 委員長	豪州・ニュージーランド食品基準機関 長官

2010年7月20日
東京にて

2010年7月27日
キャンベラにて